

会議名 厚生・文教常任委員会、総務・産業建設常任委員会連合審査会

日時 令和8年3月13日（金）午前11時～午前11時34分

場所 第2・第3委員会室

出席議員（14名）

委員 長	水野忠三	副委員長	堀江珠恵	委員	片岡健一郎
委員	谷平敬子	委員	大野慎治	委員	井上真砂美
委員	木村冬樹				
委員	鬼頭博和	委員	塚崎海緒	委員	梅村 均
委員	日比野 走	委員	伊藤隆信	委員	関戸郁文
委員	梶谷規子				

欠席議員 なし

説明者 総務部長 中村定秋、市民協働部長 伊藤新治、福祉部長 佐野剛、健康こども未来部長 西井上剛、建設部長 西村忠寿、消防長 加藤正人、教育部長 石川文子、総務部専門監 西山慎太郎

企画財政課長 井手上豊彦、同主幹 小出健二、行政課長 兼松英知、同統括主査 宇佐美祐二、協働安全課長 竹井鉄次、同統括主査 須藤隆、福祉課長 古田佳代子、同統括主査 水谷正樹、長寿介護課長 浅田正弘、同主幹 新中須俊一、こども家庭課長 佐久間喜代彦、同統括主査 南端隆佳、同児童館長 山口友恵、総務課長 小川薫、同主幹 伊藤孝夫、生涯学習課長 中野高歳、同統括主査 黒田かおり、同統括主査 山内雅史

事務局出席 議会事務局長 丹羽至、同主幹 田島勝己

付議事件及び審議結果

議案番号	事件名	採決結果
議案第8号	岩倉市民プラザの設置及び管理に関する条例等の一部改正について	—

厚生・文教常任委員会、総務・産業建設常任委員会連合審査会
(令和8年3月13日)

◎厚生・文教常任委員長（水野忠三君） ただいまから厚生・文教常任委員会、総務・産業建設常任委員会連合審査会を開催いたします。

本審査会が審査すべき案件は、議案1件であります。

会議に入る前に、委員長より本審査会の進め方を説明させていただきます。

本連合審査会は、厚生・文教常任委員会に付託された議案第8号を総務・産業建設常任委員会と合同で審査するものであり、主たる委員会は厚生・文教常任委員会でございます。したがいまして、議案第8号の質疑の終結をもって本連合審査会を閉じ、その後、厚生・文教常任委員会を再開し、委員間討議、討論、採決等を行いたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、議案の審査に入ります。

議案第8号「岩倉市民プラザの設置及び管理に関する条例等の一部改正について」を議題といたします。

当局の説明はいかがいたしましょう。

[「省略」と呼ぶ者あり]

◎厚生・文教常任委員長（水野忠三君） 当局の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑に入るに際しまして、一言申し上げます。

本議案は、内容が非常に多岐にわたることから、できましたら関連質問を優先的に行いたいと思いますので、関連質問等がある場合は、ぜひ関連ということで御発言をお願いいたします。発言を制限する趣旨ではございませんが、なるべく関連質問を優先したいと思いますので、御協力をお願いいたします。

それでは、質疑に入ります。

質疑はございませんか。

◎厚生・文教常任委員（片岡健一郎君） それでは、第4条の総合体育文化センターの部分についてお伺いします。

改正内容を見ますと、トレーニング室の回数券というのが今回条例改正で「2,100円」から「3,000円」というふうに価格が改定されます。お伺いしますけれども、この回数券ですね、購入しますと期限は特にございません。そして、何冊でも買えます。例えば今持っているものというのは、改正後この条例が仮に可決されて施行されたときにはどのような扱いになるのか。今の方は2,100円で買っていると思うんですけども、この方が10月以降に使わ

れるときにはどういった運用になるのか、その辺を確認させていただきたい
と思います。

◎生涯学習課長兼生涯学習センター長兼総合体育文化センター長（中野高歳
君） トレーニング室の回数券につきましては、購入は発行時点の料金とな
りますが、料金改定後に御利用いただく場合においては、改定後の料金との
均衡を図る観点から、1回の利用ごとに1回当たりの差額分90円を御負担い
ただくとすことと考えております。

◎総務・産業建設常任委員（榎谷規子君） 関連ですみません、この個人利
用の場合の利用の仕方についてお聞きしたいんですが、トレーニング室とい
うのは全く時間制限はないんでしょうか、確認させてください。

◎生涯学習課長兼生涯学習センター長兼総合体育文化センター長（中野高歳
君） トレーニング室については、時間といった制限は設けてございません。

◎総務・産業建設常任委員（榎谷規子君） 個人利用に関連して、柔道場、
剣道場、卓球室及びアクティブルームの使用料の額、個人利用の場合は改正
しないというふうになってはいますが、卓球室は卓球台が4台あってすごい低
料金で、小学生、中学生が2時間単位で50円なのかな、で高校生以上が100
円というすごい低額な利用ができて非常に喜ばれているという市民からお聞
きするわけですが、柔道場、剣道場、アクティブルームなどの個人利用とい
うのはどのような形で利用されていて、料金がどのような状況なのかお聞か
せください。

◎生涯学習課統括主査（山内雅史君） 個人利用につきましては、あくまで
空いているところがある場合に利用できるという形になっておりますので、
特に料金改定することなく、また御利用いただけるように今考えております。

◎総務・産業建設常任委員（榎谷規子君） 空いているときには、利用料金
がどのようなになっているんでしょうか、使用料か。

◎生涯学習課統括主査（山内雅史君） 個人利用につきましては、柔道場、
剣道場、卓球室及びアクティブルームは2時間単位で1人1回、一般の大人
の場合100円、中学生以下の場合50円となっております。

◎総務・産業建設常任委員（榎谷規子君） 卓球室などは卓球台4台あって
個人利用がほとんどだったと思うんですが、専用利用の場合はどういった場
合があるんでしょうか。

◎生涯学習課統括主査（山内雅史君） 卓球室につきましては、専用利用と
いうこともできなくはないんですが、基本的に一般の利用の方が昔から
ずっと使われているものですから、特に専用利用という形で使う場合は
全館的に使うようなイベントを抑えるときなどにちょっと利用させていただ

いて、要はそのときは使用できませんよというようなきにしか今はやっていない状況です。

◎厚生・文教常任委員（木村冬樹君）　じゃあ関連で、第4条のところで行きます。

今回のこの見直しというのは、基本方針に基づいてやられるということで使用料原価を計算するということでもあります。それで、同じ総合体育文化センターの中でも総合体育館の部分はほぼ1.5倍の値上げ、あと多目的ホールとかふれあい会館のほうは値下げとなるわけですけど、これはどのような形で人件費や物件費や建設費などが案分されているのかなというところがちょっと分かりにくいものですから、一つの施設の中で値上げ、値下げが発生している要因は何なんでしょうか。

◎企画財政課長（井手上豊彦君）　まず、使用料を算定する際には、その建物の管理に係る消耗品であったりですとか、あと光熱水費であったりとか修繕費など、あと建物の建設費などの償却資産と、その建物を管理するための人件費を3年間平均でまず金額を求めまして、それで建物の平米数と貸出し可能な時間で割って、そこで1平米1時間当たりの単価というものも求めます。その1平米1時間当たりの単価に、今度貸し出せる部屋の面積と、あと貸し出せる時間を掛けて使用料の原価というものを算定する関係で、部屋の面積、時間に応じて単価が上がったり下がったりというのが今回算定によって出てくるということになっております。

◎厚生・文教常任委員（木村冬樹君）　原価計算する方法はよく分かるんですけど、基本方針に書いてありますのでね。だけど、例えば同じ建物内の中でそういうふうに発生するところをもう少し分かりやすく説明していただけないかなという。例えば多目的ホールだと、こういう条件があるから下がるんだ、ふれあい会館だとこういう条件で下がるんだと、そういうことを少し何が低いからというような形でちょっと説明していただけますか。

◎企画財政課長（井手上豊彦君）　基本的には、単価というのは全て同じです。1平米1時間当たりの単価というのは、建物の中、この総合体育文化センターなら同じ単価を使っておりますので、それに先ほど言いましたように部屋の面積と貸出しの時間の時間を掛けて出しているんですけども、当初設定したときにはこういう算定の仕方をしていなかったものですから、算定の基準が違うというんですかね、それによって今回は新たにこの見直しの基準をつくったことによって、今後は同じ基準でやっていきますので、今後の上げ下げというのは変わらないことになってくるのではないかなと思います。

◎厚生・文教常任委員（木村冬樹君）　ちょっとついでで申し訳ないですが

ど、4条の関係で、総合体育館のほうのシャワーの使用料の額は改定しないということで、くどいようですけど、あそこを使用する場合に非常に困った経験が何度かありますので、既に服を脱いでからシャワーを浴びようと思ったら50円玉がないとあって、わざわざジュースを買いに行ったりするわけです。そういうことも考えて、お釣りが出てくるような仕組みが絶対に必要だということでお願いしているわけですが、こういう10月1日から改定するに合わせて見直すなどの検討はできないでしょうか。

◎生涯学習課長兼生涯学習センター長兼総合体育文化センター長（中野高歳君） シャワー料金につきましては、コインベンダーが50円にしか対応できないということで今回見直しは見送ったわけですが、現在使用しているコインベンダーの取替えが必要な時期が来た際には改めて検討のほうをさせていただきたいと思います。

◎厚生・文教常任委員（大野慎治君） 関連で、私も岩倉市総合体育文化センターの第4条でお聞きします。

アリーナのほうは、今までどおり午後5時以降は金額が上がっておるんですが、卓球室もアクティブルームも今まではちょっと値段が夜間は高くなって、そして多目的ホールも上がっておったんですが、特に多目的ホールですね、午後5時以降、値段が高くなり一定金額にした理由は何でしょうか。

◎企画財政課長（井手上豊彦君） これも先ほどの木村委員の答弁とも同じになってしまうんですけども、あくまでも時間で決めているというよりは1平米1時間当たりの単価を決めまして、それに部屋の面積と貸し出す時間ということでやりますので、貸し出す時間帯によって変えているということではなくて、全日同じような計算でやるということで値上がりになっていないということになっています。

◎厚生・文教常任委員長（水野忠三君） ほかに質疑。

◎厚生・文教常任委員（片岡健一郎君） 申し訳ないです、関連でこの4条ですけども、先ほど答弁で回数券のことをお聞きして、90円足すということで答弁いただきました。これよくよく計算すると、回数券11枚なんです。例えば、9月30日までに一切使っていなくて11枚丸々1冊あったとしますよね。これ10月から使い始めて90円足さなあかんというと、11回、90円お支払いすると990円になるんです。2,100円足す990円って、改正しようとする3,000円より高くなるんですよね。3,090円になるんですけど、この辺はどう考えたらいいのか、どのようにお考えなのか、ちょっとお聞かせいただきたいと思います。

◎生涯学習課長兼生涯学習センター長兼総合体育文化センター長（中野高歳

君) 回数券 1 冊丸々使っていない場合は、1 冊丸々交換ということで、その場合は900円足して交換ということになります。

◎厚生・文教常任委員長(水野忠三君) よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

関連以外でも。

◎総務・産業建設常任委員(梅村 均君) 2条の関係で、行政財産使用料の改定です。影響額が大きそうなところでいくと、2階のレストランがありますけど、積算内訳書で面積とか出ていたんでちょっと自分なりに計算してみましたけど、月で3,000円弱高くなって、年間でいくと3万円ほど高くなるのかなというふうに見たんですが、このレストラン、どのぐらい高くなるのかを確認させてください。

◎行政課統括主査(宇佐美祐二君) 2階のレストランにつきましては、今、梅村委員がおっしゃったとおりの金額に、結論から申し上げますと、そうなります。使用料につきましては、先ほど企画財政課長から説明ありましたとおり、庁舎建物の建設費、維持管理費等からコスト計算をした結果、改定後の使用料は1平米1月につき550円となり、現行の520円から30円増額となっております。

庁舎2階のレストラン「さくらん坊」につきましては、行政財産使用料条例施行規則の規定によって2分の1の減免が適用されておりますけれども、それを踏まえて使用料の単価と面積から影響額を求めますと、改定後の金額が適用された後は1か月当たりで2,625円の増額、年間では3万1,500円の増額となります。

◎厚生・文教常任委員(木村冬樹君) 2条のところではいいますと、幾つか該当するものがあると思います。先ほど言った2階のレストランがありますし、あと組合の事務所が該当するのかなというふうに思いますが、組合の事務所も積算内訳書を見るとやっぱり上がっています。この辺は、職員組合との話し合いだとか、説明・同意というところはきちんと取れているのかどうか、お聞かせください。

◎行政課統括主査(宇佐美祐二君) 組合事務所というお話ですけども、今回の条例の改正による使用料の改定は一律行わせていただくものになりますので、組合のほうに対して私たちのほうから事前に特段の説明をしているところでは現状ないですけども、改めてこれを機に職員組合のほうにもお伝えしたいなというふうに考えます。

◎厚生・文教常任委員長(水野忠三君) ほかに質疑はございませんか。

◎厚生・文教常任委員(大野慎治君) すみません、第3条の岩倉市生涯学

習センターの設置及び管理に関する条例についてお聞かせください。

本会議でもお聞きしましたが、今まで午前中3時間半の御利用が可能であったんですが、この9時から10時半、10時から10時半、連続で取ることができると、各種利用団体さんは毎月1日に並んで予約を取られているとも、ネットではなく紙で直接御予約を取られている団体さんも数多くございますが、この各種団体さんにどのように周知するのか。こうやって時間割はあるけれども2時間連続取れますよということをいち早く周知してあげないと、ちょっと誤解を招くんですね。料金もそれほど逆に下がったり、ほんの少し上がったりするんですが、そういったところの周知というのはどのように考えられているのか、お聞かせください。

◎生涯学習課長兼生涯学習センター長兼総合体育文化センター長（中野高歳君） 市民、利用者への周知につきましては、議案をお認めいただいた後、早々にホームページ、チラシ等で周知をさせていただきますが、生涯学習センターにつきましては、現在そういった利用者、団体に対して説明会のような形で今考えてはおります。

◎厚生・文教常任委員長（水野忠三君） ほかに質疑はございませんか。

◎厚生・文教常任委員（大野慎治君） 説明会はいつぐらいに予定しているんですか。いち早く説明してあげないと10月以降混乱を招くので、説明会の開催の時期はいつでしょうか。

◎生涯学習課統括主査（黒田かおり君） 今のところ、4月の下旬ぐらいを考えています。呼びかけるのは生涯学習サークルさんと社会教育関係団体さんを考えております。

◎厚生・文教常任委員（木村冬樹君） 本会議でも質疑が出て、細かく細分化してより判断できるようにということだというふうに思いますが、現時点での利用の仕方というのは、例えば9時から午後0時30分までというふうだとしても、使われる時間というのは少し、その間ずうっと使っているというような利用実態があるのかどうか、それとも2時間ぐらいで大体終わっているというような利用実態なのか、そういうところの把握はどうでしょうか。

◎生涯学習課長兼生涯学習センター長兼総合体育文化センター長（中野高歳君） 現在、枠の時間が長いものですから、ちょっと今細かなデータを持ってはおりませんが、その枠いっぱいいっぱい使うという方もいるにはいますけれども、基本的にはそれより短いという利用だというふうに考えております。

◎厚生・文教常任委員長（水野忠三君） ほかに質疑はございませんか。

よろしいですか。

関連じゃなくてもいいです。

◎総務・産業建設常任副委員長（塚崎海緒君） 特にこの施設ということではないんですけれども、減免団体がどうなるのかというところを少し心配しています。減免団体の登録とか、また減免団体として認められるというところで、そういった基準に関しては変更がないということでもよろしかったでしょうか。

◎企画財政課長（井手上豊彦君） 今回の条例の改正に当たって、減免団体の変更を行うということはございません。

◎厚生・文教常任委員長（水野忠三君） よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

◎総務・産業建設常任委員（梅村 均君） 11条の関係で、岩倉市防災コミュニティセンターになります。使用料金のほうがこれまでより安くなるということですが、例えば原価を出す計算式のどの要素でこういう安くなったと見ているのかとか、何か安くなったところで分かりましたらお聞かせいただけないでしょうか。

◎消防本部総務課主幹（伊藤孝夫君） 防災コミュニティセンターの使用料金につきましても、統一した方針に基づいて算出した結果、現行の料金より安価になったということです。

御質問の、どの要素で安価になったと見ているかという点につきましては、施設設置当初の料金の設定の考え方、これについて詳細な算出方法、これが現在においては不明な部分もございまして、今回の改定料金と比較すること自体が少し困難な状況にあるということについて御了承いただきたいなというふうに思います。

◎厚生・文教常任委員長（水野忠三君） よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

◎厚生・文教常任委員（大野慎治君） 第8条の岩倉市放課後児童クラブ施設の設置及び管理に関する条例の一部改正で、各小学校区の放課後児童クラブ、料金が安くなることはとてもいいことなんですが、時間もちょっと変更になっておりますが、2時間ずつで。現在の利用状況というのは分かるのでしょうか。

◎こども家庭課長兼地域交流センター長（佐久間喜代彦君） 放課後児童クラブの施設につきましては、市の行事で使用する以外には、一般的に市民の方とか団体に貸し出したという実績は今のところございません。

◎厚生・文教常任委員長（水野忠三君） よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

◎行政課長（兼松英知君） 先ほどの木村委員の質問のところで、行政財産使用料条例で組合事務所のお話がありました。組合事務所につきましては、使用料については減免となっておりますので、免除となっておりますので、訂正させていただきます。よろしく願いいたします。

◎厚生・文教常任委員長（水野忠三君） ただいまの御答弁の内容も含めまして、ほかに質疑はございませんか。

よろしいですか。

◎総務・産業建設常任副委員長（塚崎海緒君） これだけのたくさんの施設で値上げがあったり値下げがあったり、様々な料金の改定があるということで、市民活動をしている方々はかなり混乱されるのかなというところが予想されるんですが、本会議場でも言った、やっぱりウェルビーイングなまちづくりというところと、この料金改定による市民活動の混乱というか萎縮というのがどうしても自分の中で納得ができていないところがあります。丁寧な説明、周知を図っていただくほかないと思うんですが、市民活動が萎縮していくという可能性については、市は何か整理されているものがあるのでしょうか、教えてください。

◎厚生・文教常任委員長（水野忠三君） 暫時休憩いたします。

（休 憩）

◎厚生・文教常任委員長（水野忠三君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

◎総務部長（中村定秋君） こちらもこれまでも繰り返し説明しておりますけれども、やはり使用している方と使用されていない方との受益者の負担の公平というところがございますので、しっかり説明をする以外にないのかと思っております。これによって、特段市民活動が萎縮するという議論は、この庁内の改定の議論の中ではしておりません。

◎厚生・文教常任委員（木村冬樹君） まだ何点かありますので、ごめんなさいね。

第5条の屋外スポーツ施設の関係です。改めてこの表を見て、こういう規定になっているんだということを確認しましたけど、例えば南部中学校の運動場の照明施設の軟式野球とその他の場合というものの差というのがどういふことで生まれているのかということの説明していただきたいのと、あと野寄テニスコートの場合でいえば、照明設備とテニスコート1面という表現になっていますけど、どういふ照明の仕方の違いがあるのかということも、少しこの際ですから説明をお願いしたいと思います。分らんもんね。

◎生涯学習課統括主査（山内雅史君） まず初めに、南部中学校運動場照明

施設につきましては、軟式野球に利用する場合とその他の利用の場合というのが、つく照明の数が違うというところで料金が変わっているというところになります。

もう一つの野寄テニスコートの照明設備1面、30分につきというところになりますけれども、これにつきましては、各コートに覆うように6基ずつ照明がついておまして、そちらを今照明チケットというところを販売しているんですけれども、それを出すとその面だけつけてもらえると、そういった形になります。

◎厚生・文教常任委員（木村冬樹君） 分かりました。

すみません、改定とは関係ないですけど、現時点での利用の方法をちょっと聞きました。

次に、第6条、ふれあいセンターですが、これも午前中が1.5時間という区分に変わるということで、この辺も利用実態は3時間借りても実際は2時間だとかという形でのケースが多いのかどうか、分かる範囲で教えていただきたいと思います。

◎福祉課長（古田佳代子君） すみません、枠がもともと3時間だったものですから、実際何時間利用されているかというデータは持っていません。

◎厚生・文教常任委員（木村冬樹君） 分かりました。

じゃあ次、第7条、地域交流センターですが、1つは、みどりの家のふれあい交流ホールの午前中から午後1時までの使用がやはり、本会議でも質疑しましたけど、1.5倍以上になるというふうに思います、僅かですけどね。細かいことで本当に申し訳ありませんけど、具体的に申し上げますと、3時間で2,130円だったものですから1時間の単価は710円ですよ、それに1.5を掛けると1,065円。そうすると、2時間単位にすると1,065円の倍で2,130円が上限のはずなんですけど、2,150円になっています。これはどのような形でこういうふうにしたのでしょうか。基本方針に反するのではないのでしょうか。

◎健康こども未来部長兼福祉事務所長兼こども家庭センター長（西井上 剛君） 議案質疑でも私のほうで答弁いたしましたので、改めて答弁をさせていただきますが、今回、今1,065円、1,075円という10円のところが出てまいります。まずもって現状のみどりの家、午前中の現行が3時間の貸出し、午後は4時間の貸出しというところがございましたので、3時間の場合と4時間の場合というところで、もともとの単価がずれてくるところがございました。現行の過去資料の中を見ていただくとそうなっております。

今回計算するに当たりまして、ルールに基づきますと、面積当たりの単価

から各部屋ごとの単価を計算した中で1時間当たりの使用料を決定していくと。その1時間当たりの単価において上限は定めているところですが、今回地域交流センターにおきましては、現行の時間枠が3時間と4時間とあったものですから、1日を通した全体11時間というところで、1日借りた場合、総額を今まででいくと7,890円になるんですけども、これを11時間という考えで考えると、その1.5倍という考えでいくと1,075円ということで、本当に10円の差なんですけれども、これ全体で考えると1.5倍になるというところでこの上限は設定しておりますので、よろしく願いをいたします。

◎厚生・文教常任委員（木村冬樹君） 都合のいい考え方だなというふうに思います。やっぱり利用している人たちが、その時間帯で利用する時間単価が出るわけですからね。それから見て1.5倍以上になるということは、やっぱり基本方針どおりにすべきではなかったかなというふうに思います。午前中の2時間については2,130円という設定にすべきではなかったかなというふうに依然として思います。

それで、ポプラの家が夜の午後5時半から9時半までの使用がなくなるわけでありまして。夜間の利用がこれまでなかったのかどうかということと、もう一個は、例えば選挙公営で個人演説会を開くケースなんかがあり得るのかなと思いますけど、そういう場合の貸出しもこれからないという確認でよろしいでしょうか。

◎こども家庭課長兼地域交流センター長（佐久間喜代彦君） ポプラの家の夜間の利用状況につきましては、過去3か年で調べましたところ、利用されるのは毎年1件だけです。定例的に利用されている団体が1件あるということと、選挙の際に個人演説会で使用されたのが1件ありましたということです。今後につきましては、夜間の貸出しはできないので、職員も配置がされないので、夜間の貸出しはなしということになります。

◎厚生・文教常任委員長（水野忠三君） よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

◎厚生・文教常任委員長（水野忠三君） ないようですので、質疑を終結いたします。

以上で、厚生・文教常任委員会、総務・産業建設常任委員会連合審査会を閉会いたします。お疲れさまでした。